

令和4年3月3日
下水道局

下水道法に違反した事業場の告発について（お知らせ）

下水道局は、これまで株式会社福田鍍金工業所（葛飾区小菅2丁目18番3号）に対して、下水道法等に係る行政指導をはじめ令和2年8月及び令和3年4月に改善命令を行ってきましたが、それでもなお下水排除基準及び改善命令違反を繰り返したことから、警視庁へ告発を行ってまいりました。本日、警視庁から当該事業場等を東京地方検察庁へ送致したとの情報提供がありましたのでお知らせします。（別添資料参照）

1 告発事実

- (1) 下水排除基準違反（下水道法第12条の2第1項）
- (2) 改善命令違反（下水道法第38条第1項第1号）

2 主な下水排除基準違反の内容

- (1) 令和2年10月20日
シアン化合物 100mg/L（基準値の100倍）
- (2) 令和3年10月5日
シアン化合物 170mg/L（基準値の170倍）
六価クロム化合物 18mg/L（基準値の36倍）

3 下水道局による行政指導・行政処分の経緯

平成29年～令和元年 行政指導9回
令和2年8月5日 改善命令
令和3年4月22日 改善命令

問合せ先
施設管理部 排水設備課
03-5320-6585

<参考>

下水排除基準の根拠規定

○下水道法第12条の2第1項（特定事業場からの下水の排除の制限）〔要旨〕

特定施設を設置する工場又は事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、その水質が当該公共下水道への排出口において下水道法施行令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

下水道法施行令で定める基準（抜粋）

シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつきクロム0.5ミリグラム以下

行政処分の根拠規定

○下水道法第38条第1項（監督処分等）〔要旨〕

公共下水道管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

- 一 下水道法又は下水道法に基づく条例の規定に違反している者
（以下略）

○東京都下水道条例第11条の3（改善命令等）〔要旨〕

管理者は、使用者が下水排除基準に違反して下水を公共下水道に排除しているときは、下水道法第38条第1項に基づき、その者に対し、期限を定めて、当該下水の水質を改善することを命ずることができる。